

福島地方水道用水供給企業団業務の状況について(平成27年5月公表)

平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算が、平成27年2月19日開催された企業団議会定例会において議決されましたので、その概要をお知らせいたします。

記

平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水市町数	3市3町
(2) 年間総給水量	40,533,140 m ³
(3) 一日平均給水量	110,746 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		4,954,356 千円
第1項 営業収益		3,864,974 千円
第2項 営業外収益		1,089,382 千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		4,858,360 千円
第1項 営業費用		4,195,299 千円
第2項 営業外費用		662,961 千円
第3項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,141,377千円は、過年度分損益勘定留保資金2,131,423千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,954千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		32,334 千円
第1項 負担金		32,334 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,173,711 千円
第1項 建設改良費		362,693 千円
第2項 企業債償還金		1,810,918 千円
第3項 予備費		100 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費	197,517 千円
議員報酬	307 千円
監査委員報酬	22 千円
職員給与費	197,188 千円
(2) 交際費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、6,891千円と定める。